

航空自衛隊事故速報規則

昭和60年4月17日 航空自衛隊達第15号
航空幕僚長 空将 森繁弘

改正	昭和62年 5月21日	航空自衛隊達第24号
	平成 4年 6月29日	航空自衛隊達第32号
	平成 9年 1月17日	航空自衛隊達第 1号
	平成11年 6月25日	航空自衛隊達第19号
	平成14年10月31日	航空自衛隊達第26号
	平成15年 3月26日	航空自衛隊達第 8号
	平成18年 3月24日	航空自衛隊達第14号
	平成25年 7月29日	航空自衛隊達第45号
	平成26年 2月18日	航空自衛隊達第 4号
	平成26年 3月26日	航空自衛隊達第27号
	令和 3年 3月17日	航空自衛隊達第18号

航空自衛隊事故速報規則を次のように定める。

航空自衛隊事故速報規則（登録報告）（登録外報告）
航空自衛隊事故速報規則（昭和37年航空自衛隊達第86号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この達は、航空自衛隊の部隊及び機関（以下「部隊等」という。）において事故が発生した場合又は航空自衛隊に勤務する隊員が事故に関係する場合の速報（以下「事故速報」という。）に関する手続を定め、迅速かつ的確な当面の処置に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基地等 基地及び分屯基地をいう。
- (2) 基地司令等 基地司令及び分屯基地司令をいう。
- (3) 事故 任務遂行に大きな影響が予測され又は大きな社会的影響が予測される別表事故件名の欄に掲げる事故等をいう。

（事故報告の責任者等）

第3条 次の各号に掲げる者は、事故が発生した場合、別紙の項目について航空幕僚長及び上級部隊等の長に事故速報を行うものとする（01-X29-AR（C-3））。

- (1) 編制部隊の長並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊の長並びに機関及び地方機関の長
- (2) 臨時に編成された部隊等の長
- (3) 移動訓練又は施設工事等のため所在基地を離れた部隊等の長

(4) 基地司令等

(他の部隊等に係る事故の報告又は通知)

第4条 基地司令等は、基地等又はその周辺で基地所在部隊等以外の部隊等の隊員に係る事故が発生し、当該事故関係隊員から報告若しくは通知を依頼された場合又はその必要を認めた場合は、前条の規定に準じて当該事故関係隊員の所属する部隊等の長に通知するものとし、必要に応じ航空幕僚長に報告するものとする。

(事故速報の要領)

第5条 事故速報は、電話又は電報その他の最も迅速な方法をもつて直ちに行わなければならない。

2 事故速報の内容の完備に時間を要する場合（既に速報した内容に変更が生じた場合を含む。）は、第1報、第2報等として判明した事実から逐次報告し、時機を失しないようにしなければならない。

3 事故の内容が別表の2以上の件名にまたがる場合は、第3条各号に掲げる者の判断によりその比重が大なるものの件名として報告するものとする。

(事故終結後の処置)

第6条 第3条各号に掲げる者は、事故の処置が終結した後、事故の再発防止等のため参考となる事項がある場合は、航空幕僚長（主管課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。ただし、他の規則等に基づき報告する場合は、この限りでない。

附 則

1 この達は、昭和60年6月1日から施行する。

2 航空自衛隊伝染病予防規則（昭和34年航空自衛隊達第19号）の一部を次のように改正する。

第5条中「(昭和37年航空自衛隊達第86号)」を「(昭和60年航空自衛隊達第15号)」に改める。

3 防衛秘密の保護に関する達（昭和43年航空自衛隊達第34号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「(昭和37年航空自衛隊達第86号)」を「(昭和60年航空自衛隊達第15号)」に改める。

4 航空自衛隊における食品衛生及び環境衛生に関する達（昭和46年航空自衛隊達第33号）の一部を次のように改正する。

第8条中「(昭和37年航空自衛隊達第86号)」を「(昭和60年航空自衛隊達第15号)」に改める。

5 航空自衛隊会計事務取扱規則（昭和48年航空自衛隊達第2号）の一部を次のように改正する。

第53条中「(昭和37年航空自衛隊達第86号)」を「(昭和60年航空自衛隊達第15号)」に改める。

6 秘密保全に関する達（昭和57年航空自衛隊達第1号）の一部を次のように改正する。
第62条第1項中「(昭和37年航空自衛隊達第86号)」を「(昭和60年航空自衛隊達第15号)」に改める。

7 航空事故の調査及び報告に関する達（昭和57年航空自衛隊達第29号）の一部を次

のように改正する。

第6条第2項中「(昭和37年航空自衛隊達第86号)第3条第1項に規定する事故報告を提出する者は」を「(昭和60年航空自衛隊達第15号)第3条各号に掲げる事故速報の責任者は」に改める。

附 則 (昭和62年5月21日航空自衛隊達第24号)

- 1 この達は、昭和62年5月21日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則 (平成4年6月29日航空自衛隊達第32号抄)

- 1 この達は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年1月17日航空自衛隊達第1号)

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則 (平成11年6月25日航空自衛隊達第19号抄)

- 1 この達は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年10月31日航空自衛隊達第26号抄)

- 1 この達は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日航空自衛隊達第8号抄)

- 1 この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日航空自衛隊達第14号抄)

- 1 この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成25年7月29日航空自衛隊第45号)

この達は、平成25年7月29日から施行する。

附 則 (平成26年2月18日航空自衛隊第4号)

この達は、平成26年2月18日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日航空自衛隊第27号)

- 1 この達は、平成26年3月26日から施行する。
- 2 航空自衛隊における小火器の取扱いに関する達(平成19年航空自衛隊達第5号)の一部を次のように改正する。

第12条中「補給課長気付」を「整備・補給課長気付」に改める。

別紙（第3条関係）

事故速報

（01－X29－AR（C－3））

- 1 事故件名
- 2 事故発生年月日及び時刻並びに天候
- 3 事故発生場所
- 4 事故発生部隊等名（航空事故の場合は、航空機の型式、記号、番号及び製造番号を付加する。）
- 5 事故の関係者の所属、階級、氏名、年齢及び死傷の程度等（部外者の場合もこれに準ずる。）
- 6 事故の概要
- 7 事故の推定原因
- 8 事故による損害の程度
- 9 応急処置
- 10 その他参考事項（死亡又は危篤等の場合は、本人の履歴及び家族関係等を含める。）

注：1 速報の要領は、項目番号及び内容だけとする。

2 航空機の部品等落下及び航空交通異常接近については、必要と認める項目についてだけ速報する。

3 配布区分は、航空幕僚監部の監理監察官、総務課長及び関係課長並びに関係部隊等の長とする。ただし、当該速報の気付先となる場合を除く。

別表（第2条、第5条関係）

1 事故速報基準一覧表

事故件名	事故の内容	気付先	備考
一般重大事故	(1) 部外者を死亡させた場合又は部外者に障害を与えた場合で社会的に影響が予想されるとき。 (2) 部外者による業務妨害又はその疑いがある場合 (3) 部外者、部外の機関若しくは団体等との紛争があった場合又はその疑いがある場合 (4) その他事故の様態、損害額の多寡等にかかわらず国会における質疑等の対象となるなど社会的影響が予測される場合	総務課長	
会計事故	(1) 出納官吏（出納員を含む。）が、その保管に係る現金又は有価証券を亡失した場合 (2) 現金又は有価証券の授受にかかわる不正及び有価証券又は書類の偽造等にかかわる不正又はその疑いがある場合 (3) 予算執行職員が予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）に定める義務に違反した場合又はその疑いがある場合 (4) その他会計にかかわる犯罪又は犯罪の疑いがある場合	会計課長	
	(1) 集団による規律に係る規則違反又は動機が極めて悪質不穏な規律に係る規則違反が発生した場合 (2) 刑法（明治40年法律第45号）又はその他の刑罰法令に違反する事故で逮捕又は送致が予想される場合のうち、社会的に影響があるもの、又は重処分（懲戒処分等の基準に関する達（昭		

規 律 事 故	<p>和53年航空自衛隊達第21号)第2条第2号に規定する重処分をいう。)に相当すると思われるもの等、特に重要であらかじめ調整を必要とすると思われる場合</p> <p>(3) 収賄、背任、業務上の詐欺又は業務上横領に該当する場合又は該当すると思われる場合</p> <p>(4) 隊員が2日以上行方不明の場合若しくは事故等により生死不明の場合(航空事故を除く。)又は行方不明として速報された者がその後発見された場合</p>	補任課長	
死 傷 事 故	<p>隊員が病気以外で死亡し、危篤となり、又は生命に危険のある傷害の場合</p>		
航 空 事 故	<p>航空事故(航空事故調査及び報告等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第35号)第2条に規定する航空事故をいう。)が発生した場合</p>	運用支援課長	
秘 密 保 全 事 故	<p>特別防衛秘密、防衛秘密又は秘密が紛失し、漏えいし、若しくは破壊されたとき又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合</p>	情報課長	
施 設 管 理 事 故	<p>国有財産(航空機を除く。)の滅失又はき損があった場合で、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 損害額がおおむね50万円以上の場合。 ただし、火災についてはおおむね10万円以上の場合</p> <p>(2) 部外に対する影響が大であると思われる場合又は放火と思われる場合</p>	施設課長	
	<p>車両等(航空自衛隊車両等運用規則(昭和52年航空自衛隊達第17号)第3条第3号に規定する車両等をいう。)の</p>	運用支援	

車両等事故	運行若しくは取扱い中に起きた事故又は整備の欠陥に起因して発生した事故のうち損害額がおおむね50万円以上の場合	課長	
輸送事故	貨物の輸送中（調達した輸送役務実施中のものを含む。）に発生した事故で損害額がおおむね50万円以上の場合	整備・補給課長	
物品管理事故	(1) 使用職員の故意又は重大な過失に基づく物品の亡失、損傷等でその損害額がおおむね50万円以上の場合 (2) 物品管理に関係のある犯罪の場合又はその疑いのある場合		
武器弾火薬類事故	武器弾火薬類又は化学加工品類の取扱い中（整備作業を除く。）に事故が発生した場合	人事教育計画課教育室長	原則として、基本教育、個人訓練間に発生した事故は人事教育計画課教育室長、それ以外については運用支援課長をそれぞれ気付先とする。
	武器弾火薬類又は化学加工品類の輸送中に事故が発生した場合	運用支援課長	
	(1) 武器弾火薬類又は化学加工品類の保管（受領及び出荷作業を含む。）中の爆発、盗難又は亡失の場合又はその疑いのある場合 (2) 武器弾火薬類又は化学加工品類の整備作業に起因する爆発の場合	整備・補給課長	
航空機地上事故	航空機の操縦に従事する者による航空機の操作に起因しないで、地上において発生した大破（生産工場修理をい	整備・補給課長	

		う。) 以上の航空機の損壊の場合		
衛生事故		<p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）(以下「感染症法」という。) 第6条に規定する一般感染症及び新感染症の患者が発生した場合</p> <p>(2) 感染症法第6条に規定する二類感染症又は三類感染症の患者の発生の場合、ほぼ時期を同じくしておおむね20名以上の患者が発生した場合</p> <p>(3) 前2号以外の疾病の集団発生で、ほぼ時期を同じくしておおむね30名以上の患者が発生した場合。ただし、食中毒のときはおおむね10名以上とする。</p> <p>(4) 患者に行った医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った場合又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した場合</p>	首席衛生官	
その他の	航空機の部品等落下	飛行中の航空機からの部品等落下により人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼしたおそれのある場合	運用支援課長	
	航空交通異常接近	航空交通異常接近又はそのおそれがある事象が発生した場合		

2 前項に準じて速報する事故

事故件名	事故の内容	気付先	備考
共済組合事故	<p>(1) 共済組合出納職員の保管に係る資産又は帳簿の亡失又はき損の場合</p> <p>(2) 共済業務に従事し、又は関係する者が前項の事故に該当した場合</p>	厚生課長	